

1 委員会審議経過

【 内閣委員会 】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件（うち本院先議1件）、本院議員提出1件、衆議院内閣委員長提出1件、衆議院議員提出1件（衆議院継続）の合計8件であり、内閣提出5件（うち本院先議1件）、衆議院内閣委員長提出1件及び衆議院議員提出1件（衆議院継続）の合計7件を可決した。

また、本委員会付託の請願8種類250件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者が受けた心身の被害の早期の軽減に資するため、犯罪被害者等給付金として新たに重傷病給付金を支給するとともに、障害給付金の支給対象となる障害の範囲を拡大するための規定等を整備するほか、警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長がこれらの者に対してとるべき援助の措置、当該被害の早期の軽減に資する事業を行う犯罪被害者等早期援助団体の指定等に関する規定を整備しようとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行ったほか、犯罪被害給付制度の性格、過失・親族間の犯罪被害に対する適用問題、民間援助団体に対する支援措置、心的外傷後ストレス障害（PTSD）への適切な適用等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、6項目の附帯決議が付された。

宮内庁法の一部を改正する法律案は、香淳皇后崩御に伴い、皇太后に関する事務をつかさどる皇太后宮職を存置しておく必要がなくなったため、同職を廃止すること、皇太后宮職の廃止により、同職に置かれる皇太后宮大夫を廃止する等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、福田内閣官房長官より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案は、風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、店舗型電話異性紹介営業等を営む者に対し電話による会話の申込みをした者が18歳以上であることの確認の義務付けその他の必要な規制を行うとともに、映像送信型性風俗特殊営業を営む者が児童ポルノ映像を送信することを防止するための規定及び特定性風俗物品販売等営業を営む者に対する営業停止命令に関する規定の整備を行うほか、精神病者に係る風俗営業の許可の欠格事由の見直しのための規定の整備を行う等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、電話異性紹介営業における利用者の年齢確認方法、売春事犯・児童買春防止への政府の取組み、インターネット上の児童ポルノ規制の強化等について質疑が

行われ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、5項目の附帯決議が付された。

道路交通法の一部を改正する法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、一般運転者に係る免許証の有効期間を原則として5年に延長するとともに、障害者に係る免許の欠格事由を廃止するほか、酒酔い運転等悪質な違反行為に対する罰則を強化し、あわせて身体障害のある歩行者等の保護に関する規定、交通情報の提供に関する規定等を整備しようとするものである。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案は、自動車運転代行業の定義を定めるほか、自動車運転代行業を営もうとする者は、成年被後見人等欠格事由に該当しないことについて都道府県公安委員会の認定を受けなければならないこととするとともに、損害賠償措置の義務付けその他の遵守事項等を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、道路交通法改正案について参考人からの意見聴取を行うとともに、道路交通法改正の理念、障害者の欠格事由廃止の意義、暴走族対策の強化、自動車運転代行業を規制する理由、利用者への料金の周知徹底、保険加入義務付けの基準等について質疑が行われ、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

第150回国会に衆議院議員太田誠一君外4名から提出され、第151回国会において同院で可決され本院に提出された**特殊法人等改革基本法案**は、今次の中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、特殊法人等の改革に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び特殊法人等整理合理化計画の策定について定めるとともに、特殊法人等改革推進本部を設置することにより、集中改革期間における特殊法人等の集中的かつ抜本的な改革を推進しようとするものである。

委員会においては、特殊法人等の事業及び組織形態見直しの基準、整理・合理化に当たっての雇用安定への配慮、いわゆる天下り問題と情報公開等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、5項目の附帯決議が付された。

国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案は、ゆとりのある国民生活の実現に資するため、海の日を7月の第3月曜日とし、敬老の日を9月の第3月曜日とするとともに、国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深め、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設けようとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院内閣委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

3月15日、内閣官房及び内閣府の基本方針及び平成13年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について福田内閣官房長官から、警察行政及び危機管理の基本方針及び平成13年度警察庁関係予算について伊吹国家公安委員会委員長からそれぞれ所信及び説明を聴いた。また、行政改革の基本方針について橋本国务大臣から、経済財政政策及び情報通信技術政策の基本方針について麻生経済財政政策担当大臣から、科学技術政策の基本方針について笹川科学技術政策担当大臣からそれぞれ説明を聴いた。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度予算中の皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府、国際平和協力本部、宮内庁、警察庁）の予算について審査を行い、女性に対する暴力（DV）に対する法整備についての政府の対応、平成14年度導入目標の情報収集衛星の活用目的、過去の特許法人改革の問題点と今回の改革方向、財政投融资改革と特許法人の資金調達見直し、中学歴史教科書検定申請に対するアジア諸国の反応、会計検査院計算証明規則11条の運用状況、日米首脳会談における内閣総理大臣の不良債権処理発言、特定非営利活動法人に係る税制改正内容、京都和風迎賓施設建設の必要性、警察官等の懲戒処分の状況と対応、奈良県警をめぐる贈収賄事件、沖縄における米軍人子弟の犯罪少年身柄引渡し等の諸問題について質疑が行われた。

3月27日、刑法犯罪発生件数の増加要因と捜査の現状、選択的夫婦別姓制度導入の必要性、警察官の不祥事再発に対する警察庁の対応、クローン技術の生殖医療への使用に対する疑義、内閣官房及び外務省報償費の支出議決書公開の必要性、経済財政諮問会議設置の意義と機能等の諸問題について質疑が行われた。

3月29日、国家公安委員任命の在り方、会計検査院の内閣官房報償費に関する書面検査の内容、財政構造改革の必要性、我が国景気の現状に対する麻生経済財政政策担当大臣の認識、公務員制度改革において目指すべき公務員像、今後における教育改革国民会議の役割、機能、森内閣総理大臣のノルウェー国王主催答礼行事欠席、宇和島水産高校の「えひめ丸」沈没事故に対する政府の対応等の諸問題について質疑が行われた。

5月24日、高齢者対策、総理の靖国神社参拝、公務員制度改革、情報通信技術政策、男女共同参画、ハンセン病訴訟に対する政府の判断、警察不祥事、科学技術研究の評価等の諸問題について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成13年2月8日（木）（第1回）

- 理事を選任した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年3月15日（木）（第2回）

- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成13年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について福田国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政及び危機管理の基本方針に関する件及び平成13年度警察庁関係予算に関する件について伊吹国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 行政改革の基本方針に関する件について橋本国務大臣から所信を聴いた。
- 経済財政政策及び情報通信技術政策の基本方針に関する件について麻生国務大臣から所信を聴いた。
- 科学技術政策の基本方針に関する件について笹川科学技術政策担当大臣から所信を聴いた。

○平成13年3月22日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国会所管）について谷衆議院事務総長、堀川参議院事務総長、戸張国立国会図書館長、天野裁判官弾劾裁判所事務局長及び片岡裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
（会計検査院所管）について金子会計検査院長から説明を聴いた後、
（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府、国際平和協力本部、宮内庁、警察庁））について福田国務大臣、伊吹国務大臣、橋本国務大臣、麻生国務大臣、西川内閣府大臣政務官、金子会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成13年3月27日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政及び危機管理の基本方針に関する件、行政改革の基本方針に関する件、経済財政政策及び情報通信技術政策の基本方針に関する件及び科学技術政策の基本方針に関する件について伊吹国務大臣、福田国務大臣、笹川科学技術政策担当大臣、麻生国務大臣、橋本国務大臣、荒木外務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成13年3月29日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政及び危機管理の基本方針に関する件、行政改革の基本方針に関する件及び経済財政政策及び情報通信技術政策の基本方針に関する件について伊吹国務大臣、福田国務大臣、麻生国務大臣、橋本国務大臣、安倍内閣官房副長官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成13年4月3日（火）（第6回）

- 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について伊吹国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年4月5日（木）（第7回）

- 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について参考人東京医科歯科大学難治疾患研究所教授山上皓君、京都学園大学法学部長川本哲郎君、日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会委員白井孝一君及び会社員井上保孝君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について伊吹国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第14号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 無会

なお、附帯決議を行った。

○平成13年4月10日（火）（第8回）

- 宮内庁法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について福田内閣官房長官から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（閣法第49号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会

反対会派 なし

○平成13年5月17日（木）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成13年5月22日（火）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成13年5月24日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 高齢者対策に関する件、総理の靖国神社参拝に関する件、公務員制度改革に関する件、情報通信技術政策に関する件、男女共同参画に関する件、ハンセン病訴訟に対する政府の判断に関する件、警察不祥事に関する件、科学技術研究の評価に関する件等について石原国務大臣、竹中国務大臣、福田国務大臣、尾身科学技術政策担当大臣、村井国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第

88号) について村井国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月29日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第88号) について村井国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第88号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成13年5月31日(木)(第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案(閣法第51号)(衆議院送付)

以上両案について村井国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月5日(火)(第14回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案(閣法第51号)(衆議院送付)

以上両案について村井国家公安委員会委員長、阪上内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月7日(木)(第15回)

- 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付) について参考人千葉大学文学部教授鈴木春男君、美術家鈴木共子君及び財団法人全日本聾唖連盟副理事長黒崎信幸君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月12日(火)(第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案(閣法第51号)(衆議院送付)

以上両案について村井国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第50号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし

(閣法第51号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成13年6月14日（木）（第17回）

- 国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案（衆第44号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長横路孝弘君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第44号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし

- 特殊法人等改革基本法案（第150回国会衆第16号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員若松謙維君から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月19日（火）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（参第12号）について発議者参議院議員本岡昭次君から趣旨説明を聴いた。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 特殊法人等改革基本法案（第150回国会衆第16号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員太田誠一君、同若松謙維君、同井上喜一君、石原国務大臣、新藤総務大臣政務官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第150回国会衆第16号） 賛成会派 自保、民主、公明、無会
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成13年6月28日（木）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 請願第75号外249件を審査した。

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 題名を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改める。
- 2 趣旨規定に代えて目的規定を置く。
- 3 犯罪被害者等給付金に関する規定の整備
 - (1) 障害給付金の支給対象の範囲を重障害（障害等級第1級から第4級）から障害（障害等級第1級から第14級）に拡大する。
 - (2) 新たに重傷病（加療1月以上等の要件を満たす重大な負傷又は疾病）を負った者に対して支給する重傷病給付金を設ける。その額は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病についての被害者負担額（政令で定める期間における保険診療による医療費の自己負担相当額）とする。
 - (3) 被害者が死亡前に療養を受けた場合における遺族給付金の額は、当該療養についての被害者負担額を加えたものとする。
- 4 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、犯罪被害等の早期の軽減に資するための措置として、被害者又はその遺族に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うように努めなければならないこととし、国家公安委員会は、警察本部長等がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとする。
- 5 都道府県公安委員会は、営利を目的としない法人であって、犯罪被害等に関する相談に応ずること等犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、犯罪被害者等早期援助団体として指定することができることとするとともに、犯罪被害者等早期援助団体に関する所要の規定を整備する。
- 6 本法律は、平成13年7月1日から施行する。ただし、4及び5に関する規定は、平成14年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 1 重傷病給付金の創設等を始めとする今回の改正内容を踏まえた犯罪被害給付制度等全般について、国民への周知徹底を図ること。
- 2 外国における邦人間の犯罪被害等に係る犯罪被害給付制度の適用については、今後引き続き注視していくこと。
- 3 親族間の犯罪に係る支給制限については、深刻化するDV（ドメスティック・バイオレンス）等の現状及びこれに対する世論の動向を踏まえつつ、今後その在り方について検討を行うこと。
- 4 精神的な障害、特にPTSD（心的外傷後ストレス障害）については、その症状の重大さにかんがみ、他の災害補償制度との均衡及び医療実務の動向に配慮しつつ、障害等級への適用を適切に行うよう努めること。

- 5 犯罪被害者等早期援助団体への被害者等に係る情報の提供に当たっては、被害者等のプライバシーの保護に十分留意すること。
- 6 犯罪被害者等の福祉の増進を図る観点から、諸外国における例も参考にしつつ、犯罪被害者等に対するさらなる施策の充実について検討を行うとともに、警察を始め、関係行政機関、民間援助団体等による総合的支援体制の推進に努めること。
右決議する。

宮内庁法の一部を改正する法律案（閣法第49号）

【要旨】

本法律案は、平成12年6月16日、香淳皇后が崩御されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 皇太后に関する事務をつかさどる皇太后宮職を廃止する。
- 2 皇太后宮職に置かれる皇太后宮大夫を廃止する。
- 3 その他関係法律について、所要の改正を行う。
- 4 本法律は、平成13年7月1日から施行する。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第50号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 運転免許証の更新を受ける者の負担の軽減
 - (1) 一般運転者に係る免許証の有効期間を、現行の3年から、原則として5年に延長する。
 - (2) 免許証の更新期間を、現行の誕生日までの1か月間から、誕生日をはさんだ2か月間に延長する。
 - (3) 優良運転者は、住所地以外の都道府県公安委員会を經由して、免許証の更新申請ができることとする。
- 2 運転者対策の推進
 - (1) 代行運転普通自動車を運転しようとする者は、第二種免許を受けなければならないこととする。
 - (2) 大型第二種免許及び普通第二種免許について、技能試験は主として道路で行うこととするとともに、免許の取得に当たり応急救護処置等の講習を受けることを義務付ける。
 - (3) 障害者に係る免許の欠格事由を廃止するとともに、政令で定める病気にかかっている者等に対しては、免許を与えず、又は取り消すこと等ができることとする。
 - (4) 更新時に高齢者講習の受講を要する者の範囲を、現在の75歳以上から、原則として70歳以上に拡大するほか、高齢の運転者の保護等に関する規定を整備する。
 - (5) 免許証に記載され又は表示されるものの一部を、電磁的方法により記録することが

できることとする。

3 悪質・危険運転者対策等の強化

救護義務違反、酒酔い運転、麻薬等運転、共同危険行為、無免許運転等に対する罰則を引き上げる。

4 交通の安全と円滑を図るための施策

(1) 肢体不自由である運転者が当該標識を付けた普通自動車を運転している場合に、他の運転者は幅寄せ等をしてはならないこととするとともに、身体障害者等の通行の保護を図るための規定を整備する。

(2) 国家公安委員会は交通情報の提供に関する指針を作成するものとするとともに、道路における交通の混雑の状態を予測する事業等を行う交通情報提供事業者に届出制を導入する。

5 本法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、2の(1)に関する改正規定は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 1 障害者等に対する免許の拒否等の基準を定めるに当たっては、交通の安全と障害者等の社会参加が両立するよう、障害者団体を含め、広く各界の意見を十分聴取すること。
- 2 障害者に係る免許の欠格事由の廃止の趣旨にかんがみ、その実効性が確保されるよう、自動車の運転に当たり障害による機能の喪失を補完する補助手段の開発を急ぐとともに、補助手段を用いた障害者の運転免許制度について見直しを行うこと。
- 3 運転免許の適性試験・検査については、これが障害者にとって欠格事由に代わる事実上の免許の取得制限や障壁とならないよう、科学技術の進歩、社会環境の変化等に応じて交通の安全を確保しつつ、運転免許が取得できるよう、見直しを行うこと。
- 4 酒酔い運転等悪質な違反行為に対する点数や免許の取消しの場合の欠格期間の在り方等について更に検討を行うとともに、当該行為により人を死傷させた場合の厳罰化について、関係行政機関の間において速やかに検討を行い、その法制化に向けて、所要の措置を講じること。
- 5 近年一層凶悪化が進む暴走族に対しては、その根絶に向け、警察による取締りを一段と強化するとともに、関係行政機関にあっては、学校や地域社会等との連携を図りつつ、暴走族への加入防止、暴走族からの離脱指導、車両の違法改造の防止等その対策強化に積極的に取り組むこと。
- 6 本法律は、その内容が国民の日常生活に密接に関連するものであることにかんがみ、政令等の制定及び運用に際しては、本委員会における議論を十分に尊重するとともに、国民への周知徹底を積極的に図ること。

右決議する。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案（閣法第51号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 自動車運転代行業とは、他人に代わって自動車を運転する役務を提供する営業であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - (1) 主として、夜間において酔客に代わって運転するものであること。
 - (2) 酔客その他の当該役務の提供を受ける者を乗車させるものであること。
 - (3) 常態として、当該営業の用に供する自動車が随伴するものであること。
- 2 自動車運転代行業を営もうとする者は、成年被後見人、被保佐人、一定の刑に処せられてから2年を経過していない者等本法律で定める欠格事由に該当しないことについて、都道府県公安委員会の認定を受けなければならない。また、都道府県公安委員会は、認定に際し、あらかじめ国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 自動車運転代行業者は、利用者から收受する料金及び自動車運転代行業約款を定め、これをその営業所において掲示しなければならない。また、代行運転自動車の運行により生じた利用者等の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じておかなければならない。
- 4 自動車運転代行業者は安全運転管理者等を選任しなければならないこととする等道路交通法の規定の必要な読替えを行う。
- 5 都道府県公安委員会及び国土交通大臣の監督規定を設け、自動車運転代行業者等が、本法律の規定等に違反した場合における指示、営業の停止命令及び廃止命令等について定める。
- 6 本法律は、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 1 自動車運転代行業の業務の適正化のための啓発活動、適切な苦情処理等が行えるよう、代行業界の健全な育成を図ること。
- 2 自動車運転代行業に係る料金の一層の透明化を図るため、代行運転役務の提供条件の説明に当たって書面を提示させる等、利用者への周知を徹底するための措置を講ずること。
- 3 未認定事業者による自動車運転代行類似行為、自動車運転代行業者によるタクシー類似行為等の違法行為の排除を強化すること。
- 4 運転代行業務従事者に対する安全教育の充実を図るとともに、関係行政機関等が連携して、自動車運転代行業者に対し、適正な運行管理と労働条件の実現のために必要な指導を行うこと。
- 5 自動車運転代行業に係る第二種免許取得に要する負担を軽減するため、経済的助成等の支援措置を検討すること。
- 6 利用者保護の観点から、事故損害賠償保険引受機関である共済の適正な運営を図るための措置を講ずること。
- 7 本法律の見直しに当たっては、社会経済状況や自動車運転代行業の業務の状況を的確

に把握し、自動車運転代行業の定義を含め、検討を加えること。
右決議する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第88号) (先議)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによって営むものを電話異性紹介営業(いわゆるテレホンクラブ営業)と定義し、現行の「性風俗特殊営業」の名称を「性風俗関連特殊営業」に改めて、その類型に位置付ける。
- 2 電話異性紹介営業を店舗の有無によって店舗型と無店舗型とに区分し、営業の届出を義務付けるとともに、営業禁止区域(店舗型についてのみ。)、広告宣伝の方法等に関し、現行の店舗型又は無店舗型性風俗特殊営業と同様の規制を行う。
- 3 電話異性紹介営業を行う者は、会話の申込みをした者又はこれを受けようとする者が18歳以上であることを確認するための国家公安委員会規則で定める措置を講じておかなければならないこととする。
- 4 公安委員会の電話異性紹介営業者に対する指示、営業の停止等の命令についての規定を設ける。
- 5 自動公衆送信装置設置者(プロバイダ)に対して送信防止措置努力義務が生じる場合として、その記録媒体に映像送信型性風俗特殊営業を営む者が児童ポルノ映像を記録したことを知ったときを加える。
- 6 店舗を設けて物品を販売し、又は貸し付ける営業(性的好奇心をそそる物品を取り扱うもの限り、性風俗特殊営業として規制されるアダルトショップを除く。)を営む者等が、わいせつ物頒布等又は児童ポルノ頒布等の罪を犯した場合、性的好奇心をそそる物品販売等の部分に限り、6月を超えない範囲内で営業停止を命ずることができることとする。
- 7 精神病者に係る風俗営業の許可の欠格条項を削除する。
- 8 本法律は、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、7に関する規定は公布の日から起算して1月を経過した日から、5及び6に関する規定は公布の日から起算して3月を経過した日からそれぞれ施行する。

【附帯決議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 1 本法律の運用に当たっては、明確な基準を示し、都道府県警察における適正な執行ができるよう努めること。
特に、広告及び宣伝の規制については、公正かつ効果的に行われるよう、都道府県警

察の第一線に至るまで周知徹底を図ること。

- 2 本法律の適用に当たっては、通信の秘密の保護、表現の自由、営業の自由等憲法で保障されている基本的人権を侵害することのないよう慎重に配慮すること。また、職権が乱用されることのないよう厳に留意すること。

特に、映像送信型性風俗特殊営業の規制の実施に当たっては、検閲の禁止、通信の秘密の保護あるいは表現の自由等に十分かつ慎重な配慮を行うこと。

- 3 電話異性紹介営業の規制は、その目的が児童買春事犯の防止であることにかんがみ、当該目的達成のための必要最小限のものとする。また、営業者による通信傍受等のプライバシー侵害が惹起されないよう指導すること。
- 4 特定性風俗物品販売等営業の規制に当たっては、営業の自由を不当に制約するような運用は行わないこと。また、表現の自由を重く受け止め、萎縮効果をもたらすような運用は厳に慎むこと。
- 5 本法律に基づく政令等の制定及び本法律の運用に当たっては、風俗環境の改善等に関する事項が地方公共団体の基本的事務であることにも配慮し、地方公共団体の関係者を含め広く各界の意見を聞くこと等により、法の運用に誤りなきを期すること。

右決議する。

国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案（衆第44号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 海の日を7月の第3月曜日とし、敬老の日を9月の第3月曜日とする。
- 2 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日（9月15日）及び老人週間（同日から同月21日）を設ける。
- 3 本法律は、平成15年1月1日から施行する。ただし、老人福祉法の一部を改正する規定は、平成14年1月1日から施行する。

特殊法人等改革基本法案（第150回国会衆第16号）

【要旨】

本法律案は、今次の中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、特殊法人等の改革に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び特殊法人等整理合理化計画の策定について定めるとともに、特殊法人等改革推進本部を設置することにより、集中改革期間（この法律の施行の日から平成18年3月31日までの期間をいう、以下同じ。）における特殊法人等の集中的かつ抜本的な改革を推進することを目的とするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 この法律において「特殊法人等」とは、別表に掲げる特殊法人77法人及び認可法人86法人をいう。

- 2 特殊法人等の改革は、特殊法人等の事業が現在及び将来にわたる国民の負担又は法律により与えられた事業独占等の特別の地位に基づいて実施されていることにかんがみ、各特殊法人等の組織及び事業について、その事業の本来の目的の達成の程度、その事業を民間にゆだねることの適否、その事業の便益を直接又は間接に受ける国民の範囲及び当該便益の内容の妥当性、その事業に要する費用と当該事業により国民が受ける便益との比較等の観点から、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的な見直しを行い、国の事業との関連において合理的かつ適切な位置付けを与えることを基本として行われるものとする。
- 3 国は、2の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、特殊法人等の改革に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 4 特殊法人等改革推進本部は、この法律の施行後1年を目途として、基本理念にのっとり、各特殊法人等について、その事業及び組織形態の在り方を抜本的に見直し、その結果に基づき、特殊法人等整理合理化計画を定めなければならない。
- 5 政府は、特殊法人等整理合理化計画を実施するため、できる限り速やかに、遅くとも集中改革期間内に、法制上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 6 特殊法人等の改革の推進に必要な事務を集中的かつ一体的に処理するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、すべての国务大臣をもって組織する特殊法人等改革推進本部を置き、同本部に事務局を置く。
- 7 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 特殊法人等改革の推進に当たっては、平成12年12月1日に閣議決定された行政改革大綱を踏まえ、これとの整合性を図るよう十分配慮すること。
- 2 特殊法人等の改革に当たっては、その事業が、独占的な事業等について、その効率性、合理性等を図る観点から実施されていること等にかんがみ、その事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本の見直しを行うこと。
- 3 特殊法人等の事業及び組織形態の抜本の見直しに当たっては、政治主導の下に、特殊法人等の個々の事業について、その目的、事業内容、中長期的な経営分析などの検証を十分に行った上で、特殊法人等の改革が円滑に推進できるよう万全の措置を講ずること。
- 4 特殊法人等改革の推進に当たっては、国民の批判を踏まえて、いわゆる天下り問題について、役員の経営責任の明確化、給与・退職金及び役員人事等の適正化を図るとともに、特殊法人等の透明性を確保するため、財務内容等の情報公開及び業績評価システムの整備を推進すること。
- 5 特殊法人等の改革の推進に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との良好な労働関係に配慮するとともに、関係職員団体の理解を求めつつ、特にその雇用の安定に十分配慮すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
※14	犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案	衆	13.2.9	13.4.2	13.4.5 可決 附帯	13.4.6 可決	13.3.14 内閣	13.3.21 可決 附帯	13.3.22 可決
○13.4.2 参本会議趣旨説明									
49	宮内庁法の一部を改正する法律案	衆	3.2	4.9	4.10 可決	4.11 可決	3.19 内閣	3.21 可決	3.22 可決
50	道路交通法の一部を改正する法律案	衆	3.2	5.30	6.12 可決 附帯	6.13 可決	4.6 内閣	5.25 可決 附帯	5.29 可決
○13.5.30 参本会議趣旨説明 ○13.4.6 衆本会議趣旨説明									
51	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律案	衆	3.2	5.30	6.12 可決 附帯	6.13 可決	4.6 内閣	5.25 可決 附帯	5.29 可決
○13.5.30 参本会議趣旨説明									
88	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案	参	3.21	5.22	5.29 可決 附帯	5.30 可決	6.6 内閣	6.13 可決 附帯	6.14 可決

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
12	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	本岡 昭次君 外3名 (13.3.21)	13.3.26		13.6.18	未了				

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
44	国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案	内閣委員長 横路 孝弘君 (13.6.8)	13.6.8	13.6.8	13.6.8 (予備)	13.6.14 可決	13.6.15 可決			13.6.8 可決
150 回 16	特殊法人等改革基本法案	太田 誠一君 外4名 (12.11.15)		6.8	6.12	6.19 可決 附帯	6.20 可決	1.31 内閣	6.8 可決 附帯	6.8 可決

(注) 附帯 附帯決議